

広島市 農業委員会だより

平成31年冬号(36号)

発行:広島市農業委員会 ☎(082)568-7755

〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

地域の宝“広島菜”と共に (安佐南区川内)



10月23日に開催の「初漬け式」には、生産者等約70名が参加。初物の広島菜に塩を振り、“美味しい出来上がり”と“作業期間中の安全”を祈願した。

安佐南区川内の農業の歴史は古く、市内でも有数の野菜産地として知られています。

夏はきゅうり、なす、枝豆。冬はミズナ、広島菜が川内で伝統的に栽培・出荷されている野菜です。

現在も、地域に合った品目に絞って栽培し、地域をあげて市場へ出荷することは、大きな意義があります。

「市場での高値を勝ち取るために、仲間と共に良質な野菜を定量出荷する。」個人にはできない地域の誇りです。

一方、広島冬の味覚を代表する広島菜は、川内の中心部に位置するJA広島市の加工施設である広島菜漬センターと契約栽培をしています。同センターは、今年で70周年を迎えます。昔ながらの契約栽培を続けることで、作付け前から収入の予測が立てられ、豊作時の市場動向による価格の暴落もありません。

同センターが年中稼働しているお蔭で、多様な栽培形態で出荷できます。高品質な株を丸ごと商品化するものから、時代に見合った手間要らずの「キザミ」商品も加工しているので、多少の規格の劣りにも穏やかに対応してくれます。

広島菜の収穫作業は、農家にとって重労働ですが、一度に収穫・出荷する量が2,000kg単位のため、計画的に次の作物が栽培できます。

広島菜は川内の財産であり、将来にわたって守り続ける責務があります。幸い、川内は、若手の担い手も健在であり、彼らの将来のためにも残していくべき地域の宝だと考えています。

(取材:溝口 憲幸 委員)

新年のごあいさつ

迎春



会長 河野 信義

皆様、明けましておめでとうございます。

昨年7月の豪雨災害は、広島市の広範囲に甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた多くの方々にお見舞いを申し上げます。また、この災害により、多くの農地が土砂流入や冠水等の被害を受けました。被災農家の方々が、一日も早く農業を再開できることを心から願っています。

平成28年度の農業委員会制度の改正以降、農業委員と農地利用最適化推進委員が協力して、農地の利用状況調査や所有者等の意向把握に取り組み、意欲ある新規就農者や担い手への農地のあっせんなどを進めて参りました。農業者の高齢化の進展や後継者不足など、依然として多くの課題がありますが、本市農業の継続・発展のため諸活動に全力で取り組む所存です。

今後とも、皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたしますとともに、皆様方のご健康とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶いたします。

広島市農政に関する意見書 広島市長へ提出

農業委員会では、昨年10月31日、河野会長ほか6名の農業委員・農地利用最適化推進委員が松井市長に農業委員会等に関する法律に基づき「広島市農政に関する意見書」を提出しました。

また、同日、永田広島市議会議長に対して支援要請も行いました。この意見書は、農地等の利用の最適化の推進(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)に関する施策の改善について具体的な意見を提出するもので、その内容は次のとおりです。



1 担い手への農地集積・集約化について

- (1) 新規就農者や認定農業者への農地のあっせんを促進する小規模農地整備事業について、広島県と連携し、着実な推進を図ること
- (2) 耕作放棄地再生・利用事業について、地域への周知・啓発により、一層の推進を図ること

2 新規参入の推進について

- (1) 「ひろしま活力農業新規就農者」、「スローライフで夢づくり新規就農者」などの新規参入のための就農支援研修を積極的に広報する等、優秀な人材の確保を図ること
- (2) 就農した担い手の経営安定化に向けた支援の充実を図ること

3 有害鳥獣対策について

- (1) 農家自らによる対策が困難な中山間地域などの実情を踏まえ、新たな捕獲方法の導入等による、捕獲の強化を図ること
- (2) 「地域で取り組む有害鳥獣対策事業」等の支援策について、広報等の充実により一層の普及啓発を図ること

みんなで読もう！全国農業新聞

農政・経済の動向、全国の優良営農事例等が多く掲載され、農業経営に役立つ読みやすい新聞です。(月4回発行 購読料1か月700円)

～お問い合わせは、農業委員会事務局まで(電話568-7755)～



農地賃借料情報

過去1年間に契約・公告された農地の賃借料について、下表のとおり情報提供します。

なお、この賃借料は、あくまでも目安ですので、実際の賃借料を決める際は、当事者でよく話し合いのうえ決めてください

平成30年1月から12月までに契約(公告)された賃貸借における賃借料水準(10アール当たりの年額)

区 域	区 分	平均額	最高額	最低額	データ数
広島市全域	田 基盤整備地域	17,100円	26,100円	5,200円	131
	田 未整備地域	13,500円	26,400円	5,100円	130
	畑 全地域	18,900円	31,100円	7,600円	21

■農業委員、農地利用最適化推進委員を募集しています。

詳しくは募集案内をご覧ください。募集案内及び申込書は、広島市ホームページからダウンロードできます。また、次の窓口に募集案内及び申込書を備え付けています。

①経済観光局農政課 ②農業委員会事務局 ③各区役所・出張所

委員名	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	19人	42人(担当地区ごとに募集)
任 期	平成31年6月下旬～7月上旬から平成34年6月16日まで(予定)※	
身 分	広島市の特別職の非常勤職員	
報 酬	月額48,000円	月額45,000円
活動内容 (予定)	総会出席、農地の権利移動等に関する現地調査、農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等	農地の利用状況調査、農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
申込方法	法人その他の団体又は個人による推薦、個人による応募	
手続き	所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により提出	
情報の公表	受付期間の中間及び期間の終了後、市ホームページに、推薦を受ける者、応募する者、推薦する者に関する情報を公表	
募集期間	平成30年12月17日(月)から平成31年1月21日(月)まで【必着】	
選考方法	書類審査による選考(必要に応じて面接等を行います。)	
申込先、問合せ先	農政課 電話504-2246	農業委員会事務局 電話568-7755

注：2019年5月1日から元号が変わります。

平成30年度から広島市耕作放棄地再生・利用事業が始まりました。

耕作放棄地の解消に向け、地域主体で取り組む再生・利用活動に対して支援(補助)があります。

農業者の高齢化等による耕作放棄地の増加が課題となる中で、農業委員会は長年にわたり耕作放棄地対策に取り組んできました。これらの活動をさらに円滑に進めるための補助事業で、再生利用活動を5年間継続する地域団体に対し、支援があります。今年度は、先行事例として安芸区阿戸町での「みはらし5(ファイブ)」の活動が補助対象に選ばれました。

再生利用活動を検討される方は、各区農林課、地域の農業委員又は農地利用最適化推進委員へご相談下さい。

【対象農地】広島市内の概ね10アール(1,000㎡)以上の耕作放棄地

【対 象 者】地域の農業者を含む3人以上で構成される地域団体等

【支援内容】耕作放棄地を再生・利用する活動

【限 度 額】20万円(初年度のみ)

対象経費の例：機械借上料、燃料費、作業委託料、種苗費、栽培用資材費 など

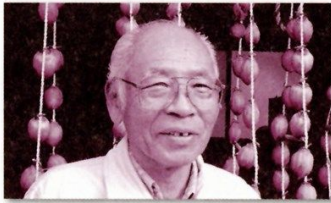
【問 合 先】広島市経済観光局農政課 ☎082-504-2246



安芸区阿戸町の「みはらし5」は、農地と景観を守るため、継続的に草刈り等の活動をしている。
(30年夏号に掲載)

～農地を守るために奔走～

農地利用最適化推進委員の取組 安佐北区安佐町小河内 中川 俊雄 さん

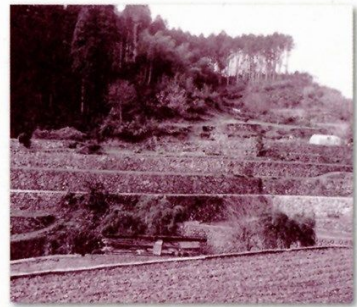


農地利用最適化推進委員の中川さんは、積極的な現場活動により農地を守り、地域の維持・発展に貢献されてきた方です。

平成26年に、中川さんが最初に就農地をあっせんされて以来、広島市農林水産振興センターの研修を終えた“ひろしま活力農業”経営者（活力生）と小河内の方々との間で、現在では54,000㎡を超える農地の貸し借りが行われています。

地元の事情に精通する中川さんは、条件に合う候補地を探し出し、「若者の人口増加」、「パート等の雇用の創出」、「小河内からの葉物野菜の安定供給」といった活力生の新規就農に伴うメリットを地元の人々に伝えながら、人と農地とのマッチングを成立させてきました。

更に、活力生が農作業を補助するパートを募集する際には、面倒見の良い中川さんが、自分で作成したチラシやポスターを手に、色々な人に声をかけてまわり、それでも人手が足りないときには、中川さん自らが妻の幸枝さんと一緒に、野菜の収穫・袋詰め等のお手伝いをされることもあったようです。



小河内の伝統的な風景。石積みめの棚田が美しい。



“ひろしま活力農業”経営者のハウスが立ち並ぶエリア

安佐町小河内は棚田

が多く、ほ場整備がされていない農地がほとんどです。高齢化や過疎化が進み、農地の借り手も、なかなか見つかりません。山間の棚田が長年耕作されずに放置され、荒廃していく厳しい現実の中で、中川さんは地域の活性化のために設立された「NPO法人小河内^{おがわ}プロジェクト」の理事としても、様々な活動に取り組んでおられます。

地元の小規模農家等が生産した小河内産の野菜を安佐北区可部のカフェで開かれる野菜市で販売したり、味が良くても形が悪いため出荷規格外となった野菜やクマ笹・モミジの葉など山菜類を弁当事業所へ出荷したりし

ています。また都市と農村の交流の一環として、市内中心部の小学校の児童や女子大学の学生による田植え・稲刈り体験の受入等もされており、農地保全のため色々取り組んでおられます。

地域の皆さんから頼りにされ、地域外の人々と地元の人々との橋渡しとなるべく、それぞれの気持ちを汲んで尽力されてきた中川さん。引き続き農業・農地を守り、地域の発展につながる活動で、今後とも活躍されることを期待しています。

農業委員会では農地利用の最適化を推進するために農地を巡回し、利用状況等の調査を行っています。

調査への御理解と御協力をお願いします。

1 農地利用状況調査

農業委員会では、毎年農地法第30条に基づき農地の利用状況についての調査を実施しています。

2 農地利用意向調査

農地法第32条に基づき、遊休農地の所有者に対して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか（農業振興地域内）、誰かに貸し付けるか等の意向を調査します。